

[最新]

早わかり「漁業法」全解説



水産社

って作ったのが、今の指定漁業です。

こんな話をするのも、私の余命が幾ばくもないからでして、なるべく、昔あったことを皆さんに正確に伝えておこうとするためです。別段自慢話をしているわけではありません。また、悪口だけを言っているわけでもないのです。(笑い)

8 漁業許可の取消しと損失補償

(1) 許可の補償の実態は、「漁権」の買い上げ

漁業許可の取消しと損失補償ということですが、業界が二〇〇海里減船などで「とも補償」をするときは、「漁権」を補償するわけです。

実は、水産庁も同じでして、「水産資源枯渇防止法」という昭和二五年に作られた法律で、漁業許可を取り消して、補償したことがあります。この「水産資源枯渇防止法」は、今の「水産資源保護法」の第九条から第二二条までに活かされており、

「水産資源枯渇防止法」の立案者は亀長友義元大日本水産会会長でして、若いときに立案した法律です。その法律に基づいて、昭和二五年に、以西底びき船一三八隻の許可を取り消したのです。そして、総額で二億円ちよっとの補償金を出しています。

この補償金の計算は私がやられたのですが、当時の七五トン型以西底びき船で、これは二そう曳なんです、一組三〇〇万円がその補償金でした。この一組三〇〇万円というのが、当時の七五トン型以西底びき一組の「漁権」の価値だったのです。

予算上の基準は、別の基準でした。一年間船を遊ばせておく場合に必要な港に停めて置く係船費用とか、一年間の公租公課等で、細かい基準がありますが、補償金の額は、「漁権」の額になるように積み上げただけです。

それで、「漁権」に見合う補償をしているため、業者は皆、国が「漁権」を買い上げたという認識を持っています。

マグロやサケマスのもとも補償」で、業者同士が「漁権」の買い上げをやっているというのは、国もやったことだし、道理上、正しい。法律上でも正しいと言えますが。

「漁権」には、そのような価値があるのです。「漁権」を補償すれば、後は、いわばなんの補償もしなくても済むのです。かつて国がした補償も、表向きは「漁権」を補償したとはなっていないのですが、貰ったほうは、「漁権」の分だけ補償して貰えば終わりという認識になっております。それほど、「漁権」の存在価値は、大きいのです。

また、このような損失補償や「とも補償」をやっているから、「漁権」の価値が維持されるということも微妙なところなのです。御宿さんの書いた本に出ています(七四五頁)、マグロの「漁権」がトン当たり五〇万円前後だというのは、マグロ業界が自主減船したときの「とも補償」の金額がトン当たり四万円で算出されたので、その後の「漁権」相場を維持する要因となっているという分析をしています。

(2) 漁業許可の取消しには、「漁権」の補償も必要(「水産資源枯渇防止法案」に関する田中論文)

漁業許可の取消しとそれに対する損失補償は、一度、昭和二五年に水産庁がやったことがありまして、そ

の補償額は「漁権」に見合う額だったと先ほど言いましたが、田中二郎東大教授が、最高裁の裁判官もやった行政法の大家ですが、「水産資源枯渇防止法案」についての論文を発表しています。それは、「行政上の損害賠償及び損失補償」（酒井書店刊）という単行本に入っています。

漁業許可の取消しに対しては、補償は要らないと言う人がいます。それは、漁業権は権利だから、権利の取消しには補償は要るが、許可は単なる禁止の解除に過ぎず権利を与えるものではないから、補償は要らないと言うのです。この理屈は、相当根強いのです。今でも、言う人がいます。全く法律の意味はありませんが。

田中教授が昭和二十六年に出された論文ですが、このような理屈に反対しているわけです。

「行政上の損害賠償及び損失補償」の二八九頁以下に、「漁業許可の取消しによって、相手方に、財産上の損失を生ぜしめる場合、その損失を補償する必要があるかどうか問題となった。（中略）この点については、二つの見解が対立する。即ち、一方においては、漁業許可は、元来、一般的禁止の解除に止まり、何ら権利を設定するものではなく、営業権のごときものの成立する余地はないことと、漁業許可の取消しは、漁業許可の内在的条件とみるべきもので、仮に漁業者が資本を投下して企業を開始している場合でも、この内在的条件の実現である許可の取消しは、権利侵害の問題を生ぜず、従って損失補償の問題は起こらないこと、を主張する。これが恐らく従来の通説的な考え方であろう。これに対して、他方においては、漁業許可は権利を設定する行為ではないけれども、許可によって企業が成立した後に、その許可の取消しによって企業の遂行を不可能ならしめることは、財産権の侵害であること、許可を取消しうることと許可の取消しによる財産上の損失に対して補償を必要とするかどうかということとは別問題であり、財産上の損失を生

ぜせしめる以上、憲法第二九条第三項の規定の趣旨からいって、当然その損失を補償すべきであること、を主張する有力な説がある。」と載っています。

また、「仮に、許可そのものは財産権を生じないとしても、許可に基づき企業が成立し、企業に資本が投下された場合には、それ自体が財産的価値をもつことはもちろんで、その外にも、営業権ともいへば財産的価値を生じることが、一般の承認するところであり、許可の取消しによって、企業の経営を不可能ならしめることは、これらの企業財産に損失を生ぜしめ且つ営業権を損失せしめる結果となる」と書かれている。（二九〇頁）

そして、「許可の取消しが本人の責に帰すべき事由に基づいて生じた場合のほかは、それから生じた損失については、当然、正当な補償を与えなければならないと解すべきである。水産資源の枯渇防止を目的として漁業許可の取消しを認めようとする水産資源枯渇防止法案のうちに、「政府は、……許可の取消し又は操業区域の変更を受けた者が当該処分によって損失を被ったときは、これによって通常生ずべき損失を補償しなければならない」（四条一項）と規定しているのは、この意味において、当然のことを規定したものといわなければならない。」（二九二頁）と締めくくられています。

③ 許可によって、営業権が発生するのは一般的である

田中教授は、このように「営業権ともいへば財産的価値を生じることとは、一般の承認するところである」と書かれています。許可とか、制限によって権利が発生したもので、一番古いのは、おそらく、「造石権」^{やうせきけん}でしょう。これは、造り酒屋が、税務署からお前のところは清酒何石を造って良いという許可を貰い、それ

が権利となったものです。石を造る権利ではありません。この「造石権」は昔からあり、「漁権」と同じなんです。

新しいものでは、タクシーの免許でしょう。タクシー免許の価値が、一台何百万円と言われています。

だから、田中教授は一般に営業権、財産権が発生すると言っておられるのです。「漁権」だけではないわけです。「漁権」は世の中の経済どおりに、世の中の経済原則によって発生したものであって、漁業法だけに特有のものではありません。経済的に普遍的な存在であって、それを否定しようとしても、駄目です。否定しようとした人が昭和三十七年頃にいたようですが。

(4) 「正当な補償」の対象としての「漁権」

そういうことで、田中教授は、許可の取消しても、公益上の理由でやったときは、企業経営に損害を与えない。例えば、捕鯨業の許可の取消であれば、捕鯨母船やキャッチャーボートは全く使い道がない。鉄屑にしかならない。しかし、元は捕鯨業の許可があったので造られたのです。それに、何百人の人が職を失いますが、そのために会社は解雇手当を払わなければならないのです。このようなものは、許可の取消しによって生ずる損害であるわけです。だから、それらを補償するということが、許可の取消しの場合でも、必要なんです。それに、許可は権利を設定する行為ではないといっても、許可によって一種の営業権が発生するのです。発生している場合には、その営業権を補償すべきであると、言っておられるのです。

そして、この理論は、憲法第二十九条第三項を元にしておりまして、当然、「正当な補償」として、しなければならぬ補償であると言われているのです。

9 損失補償規定における「漁権」の地位

(1) 損失補償基準要綱における「免許を受けた営業等の営業の権利等」

昭和三十七年六月二十九日に閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」において、一般の営業廃止の場合の補償が、第三一条に規定されていますが、それには、土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業の継続が不能となると認められるときに補償すべきものとして、「免許を受けた営業等の営業の権利等が資産とは独立に取引される慣習があるものについては、その正常な取引価格」が、掲げられています。(第一号)

このことについて、建設省が書いた解説（「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説」近代図書刊）で、「免許を受けた営業等の営業の権利等」とは、「行政庁の免許に基づいて営まれている営業等のいわゆる「営業権」や土地と密着し社会的に名のおっているいわゆる「のれん」等の営業上の諸利益で、土地や建物等の営業用資産とは独立に財産的評価ができ、取引の対象となり得るものをいう。」としています。(一四三頁)

「漁権」が、この一般の営業廃止の補償において補償すべき「免許を受けた営業等の営業の権利等」に該当するものであることは、とりたてて言う必要はないと思います。

(2) 土地収用法第八八条における「営業上の損失」

この「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」は、土地収用法によって収用委員会が補償額の裁決をす